

告示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年十月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十月十五日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木崎秀夫

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 中井松伏線
- 三 道路の区域

新B	旧新A	旧新別
ら 北葛飾郡松伏町大字松伏字柳町一〇八八番一地先か 同町大字松伏字柳町九二七番一地先まで	ら 北葛飾郡松伏町大字松伏字柳町一〇八八番一地先か 同町大字松伏字柳町九二七番一地先まで	区 間
一三・〇〇〇 四八・〇〇	一三・〇〇〇 三四・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
三六〇・〇〇	三〇〇・〇〇	延長 (メートル)
		備 考